

## 本人による埼玉県職員採用試験等に係る保有個人情報の閲覧に関する要綱

令和五年三月三〇日埼玉県人事委員会事務局長決裁

人事委員会が保有する保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）のうち、直ちに本人の閲覧に供することができるものの閲覧に係る手続について、次のとおり必要な事項を定める。

- 1 保有個人情報のうち、直ちに本人の閲覧に供することができるものとして別表に定めるものについては、何人も、次項及び第三項に定める手続により、人事委員会に対し、人事委員会の保有する自己を本人とする保有個人情報の閲覧を求めることができる。
- 2 前項の規定により保有個人情報の閲覧を求める者は、別表の試験等の欄に掲げる試験等の区分ごとにそれぞれ同表の期間の欄及び場所の欄に掲げる期間及び場所において口頭により保有個人情報の閲覧を求めるものとする。
- 3 第一項の規定により保有個人情報の閲覧を求める者は、当該保有個人情報の閲覧の求めに係る保有個人情報の本人であることを示すため、人事委員会に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。
  - 一 個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第二十二条第一項各号に掲げるいずれかの書類
  - 二 別表の試験等の欄に掲げる試験等の受験票その他これに類する書類
  - 三 前各号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を求める者が本人であることを確認するため人事委員会が適当と認める書類
- 4 人事委員会は、第一項の規定による保有個人情報の閲覧の求めがあったときは、別表の試験等の欄に掲げる試験等の区分ごとにそれぞれ同表の期間の欄及び場所の欄に掲げる期間及び場所において文書又は図画を閲覧させる方法により、直ちに閲覧させるものとする。
- 5 この要綱による手続は、法定代理人及び任意代理人による閲覧の求めについては適用しない。

### 附 則

この要綱は、令和五年四月一日から施行する。

## 別表

試験等	項目	期間	場所
職員採用上級試験 (一次)	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
職員採用上級試験 (二次)	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
職員採用初級試験 (一次)	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
職員採用初級試験 (二次)	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
免許資格職職員採用試験(一次)	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
免許資格職職員採用試験(二次)	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
警察事務職員採用上級試験(一次)	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
警察事務職員採用上級試験(二次)	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
警察事務職員採用初級試験(一次)	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
警察事務職員採用初級試験(二次)	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験(一次)	不合格者の順位、総合得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験(二次)	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験(一次)	不合格者の順位、総合得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験(二次)	最終順位、一次順位、二次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日 から一年間	人事委員会事務局 任用審査課

経験者職員採用試験（一次）	不合格者の順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
経験者職員採用試験（二次）	不合格者の順位（一次及び二次の総合順位、一次順位、二次順位）、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局 任用審査課
経験者職員採用試験（三次）	最終順位、一次順位、二次順位、三次順位、総合得点、種目別得点	合格発表の日から一年間	人事委員会事務局 任用審査課